

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(目的)

第1条 本要領は、監督員の確認を必要とする作業に遠隔臨場を適用し、受発注者の作業効率化を図るとともに、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本要領において「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラにより撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用して確認及び立会を行うものをいう。

(適用範囲)

第3条 本要領は鹿児島市水道局が発注するすべての工事において、機器及び工事材料の搬入検査並びに段階確認(墨出し検査、配筋検査及びあと施工アンカーの非破壊検査等をいう。以下同じ。)を実施する場合に適用する。なお、遠隔臨場により監督員が十分な情報が得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの機器及び工事材料の搬入検査並びに段階確認を実施する。

(施工計画書)

第4条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に適用種別(機器及び工事材料の搬入検査又は墨出し検査等)及び使用する機器と仕様を記載するものとする。

(遠隔臨場に使用する機器と仕様)

第5条 本試行に使用する機器等は、遠隔臨場での確認が可能であれば、受注者が保有しているスマートフォン又はタブレット等のモバイル端末を利用できることとする。受注者が使用するモバイル端末、通信機器、ヘッドセット及びアプリケーション等は全て受注者が準備するものとし、発注者が使用する機器は発注者で準備するものとする。

(その他)

第6条 遠隔臨場を実施するか否かは、工事成績評価には影響しないものとする。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施状況写真を撮影及び記録するものとする。
- 3 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的及び用途等を説明し、承諾を得るものとする。
- 4 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する

音声配信される場合があるため留意するものとする。

- 5 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意するものとする。
- 6 受注者は、公的でない建物の内部や人物が意図せず映像記録に映り込んでしまった場合は、人物の特定ができないように留意するものとする。
- 7 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議するものとする。

付 則

この要領は、令和6年1月12日から施行する。